

回 答 書

令和 7年 2月12日

志摩市長 橋 爪 政 吉

質問項目	具体的な内容	回答
<p>障害者相談支援事業①② 業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書 第3 事業場所</p>	<p>障がい者相談支援事業を2事業所に委託し、1ヶ所で業務を行う場合、市の相談窓口は2事業所の2ヶ所と解釈するのでしょうか。それとも同じ場所なので1ヶ所と解釈するのでしょうか。 計画相談を兼務しながら1ヶ所の事業所で業務を行う場合、名称についてどのような規定がありますか。利用者にとって分かりやすく、混乱を招かないことが重要と考えますが、相談窓口の定義や役割、利用者への説明方法、相談体制について教えてください。</p>	<p>障がい者相談支援事業を2事業所に委託した場合においても、市の相談窓口は1か所と想定しております。 計画相談を兼務しながら1ヶ所の事務所で業務を行う場合、名称についての規定はございません。 業務を実施するうえでは、利用者にとって分かりやすく、混乱を招かないことが重要です。 なお、障害者相談支援事業は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に基づき実施するもので、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等</p>

		<p>を行うものです。</p> <p>利用者への説明方法について、当該事業の役割を理解したうえで、広報誌や HP の掲載、各種会議へ参画頂き広く周知に努めてください。</p>
<p>同上</p> <p>第3 事業場所</p> <p>第6 業務の実施体制</p> <p>1 業務従事者</p> <p>第 12 法令等の遵守</p>	<p>障がい者相談支援業務を 2 事業所が同一の場所で運営する場合、利用者の方の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法や市の規定に照らして問題はないでしょうか。特に事業所と契約している計画相談、障害児相談の利用者の相談内容等が、他の事業者に漏れてしまう可能性はないか懸念しています。個人情報の区分・管理方法、相談内容の共有範囲、利用者への説明・同意取得などについて、具体的に教えてください。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、業務を実施するにあたり、関係法令・規則等を遵守してください。また、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らさない様に徹底してください。</p> <p>計画相談、障害児相談を兼務する場合は、各事業所が利用者情報を厳格に区分し、管理してください。また、相談内容の共有範囲については、利用者本人の同意を得た範囲のみで共有を図る様に、利用者に対して個人情報の取扱いについて丁寧に説明のうえ同意を得てください。</p> <p>なお、個人情報保護に関する個別具体的な対応などは、様式第 15 号「個人情報保護の取組と苦情解決体制」においてプロポーザル参加事業者がご提案ください。</p>
<p>同上</p> <p>第 6 業務の実施体制</p> <p>4 運営体制</p> <p>第 12 法令等の遵守</p>	<p>委託業務の推進についてはセンター長の指示に従い実施すること。また、センター長は、業務従事者のスケジュール管理・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとありますが、基幹相談センターのセンター長が、別の委託先の職員に対して、具体的な業務指示や管理を行うことは、労働基準法上問題ないでしょうか。また、職業安定法や労働者派遣法上の問題はないか教えてください。</p>	<p>業務の遂行にあたり、センター長が具体的、直接的に業務遂行上の指示・命令を行ったり労務管理をしたりすることを意味するものではありません。委託者と各受託者はそれぞれ対等な関係であり、労働基準法等の各種法令に抵触する、いわゆる偽装請負に該当することのない様に留意します。</p> <p>基幹相談支援センター機能強化事業や障がい者相談支援業務を実施するにあたりましては、仕様書に記載のありますとおり関係法令・規則等を遵守してください。</p>

<p>同上 第6 業務の実施体制 4 運営体制</p>	<p>センター長が別の委託先の職員に対して、業務指示し、業務指示に従い業務を遂行中問題が起きた場合、その責任の範囲を教えてください。</p>	<p>個々のケースによって責任の所在やその範囲は異なります。 仕様書に記載にあるとおり「業務遂行にあたり、受託者の責任による事故・事象が生じた場合は、受託者において対処するものとする。」と定めております。 一般的には、委託された業務の遂行中に問題が発生した場合、原則として、その業務を行っている事業者には責任があると思われます。 ただし、最終的には個々の問題の内容、原因及び経緯など個別具体的に判断されることとなります。</p>
<p>障害者相談支援事業①② 業務委託 プロポーザル 募集要項 2. 見積限度額</p>	<p>障がい者相談支援事業業務委託にあたって、同じ事業目的・内容であるにも関わらず、2つの事業者の見積額に大きな差が生じているのはなぜですか。具体的な見積根拠と委託先の選定基準について教えてください。また、今回の委託事業プロポーザルにおいて、公正性・公平性を確保するためにどのような措置を講じられたのかを教えてください。</p>	<p>見積限度額の違いは、主に業務従事者の人数の違いにより人件費等が相違するためです。 具体的な見積根拠につきまして、プロポーザルにおいては見積限度額を提示するのみとなります。仕様書で業務内容や対象経費などをご確認のうえ、市が定めた見積限度額の範囲内において、参加事業者が収支計算書を提出してください。 委託先の選定基準につきまして、参加資格要件は公募型プロポーザル方式実施要領及び募集要項をご確認ください。また、受託候補者の選定方法は審査要項をご確認ください。 今回の委託事業プロポーザルにおいて、公正性・公平性を確保するために、実施要領、募集要項、審査要領及び仕様書を公開するほか、公募型プロポーザル方式によりこれまでの実績に関わらず、広く委託事業者を募集しております。</p>